

高知市浄化槽設置費補助金交付要綱

(平成 25 年 4 月 1 日告示第 48 号)

改正 平成 23 年 7 月 6 日 告示第 131 号

改正 平成 30 年 4 月 1 日告示第 80 号

改正 令和 2 年 4 月 1 日 告示第 53 号

高知市合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱(平成 30 年告示第 80 号)の一部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取便所を環境配慮型浄化槽に転換する者に対して高知市浄化槽設置費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、補助金等の交付に関する条例(昭和 29 年条例第 19 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住の用に供する戸建ての建築物(店舗等を併用する個人所有の建築物であって延べ床面積の 2 分の 1 以上を自己の居住の用に供するものを含む。)をいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 106 号)附則第 2 条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) くみ取便所 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 29 条に規定するくみ取便所をいう。
- (4) 合併処理浄化槽 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 2 条第 1 号に規定する浄化槽のうち、処理対象人員が 10 人以下であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率が 90 パーセント以上及び放流水の BOD の日間平均値が 1 リットルにつき 20 ミリグラム以下の機能を有するものであり、かつ合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成 4 年 10 月 30 日付け衛浄第 34 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。)に適合する機能を有するものをいう。
- (5) 環境配慮型合併処理浄化槽 窒素又はりん除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽で、次に掲げる要件を満たすものをいう。
 - ア 全国浄化槽推進市町村協議会(以下「全浄協」という。)において行う浄化槽登録制度による登録を受けていること。
 - イ 1 時間当たりの消費電力量が次の表に定める数値以下であること。

人槽	放流水のBODの日間 平均値が1リットルに つき10ミリグラムを超 え20ミリグラム以下の 浄化槽(りんの除去能力 を有しないものに限 る。)	放流水のBODの日間 平均値が1リットルに つき10ミリグラム以下 の浄化槽(りんの除去能 力を有しないものに限 る。)	りんの除去機能を有す る浄化槽
5人槽	39ワット	53ワット	83ワット
7人槽	55ワット	75ワット	90ワット
10人槽	75ワット	102ワット	157ワット

(6) 設置費 第4条第1項に規定する環境配慮型浄化槽(同項を除き、以下「補助浄化槽」という。)の設置に要する経費をいう。

(7) 単独処分費 既存単独処理浄化槽の撤去及び処分に要する経費をいう。

(8) くみ取処分費 くみ取便所の撤去及び処分に要する経費をいう。

(9) 配管工事費 生活排水を補助対象浄化槽に流入させ、及び補助対象浄化槽で処理した水を公共用水域に放流させるために必要な配管工事に要する経費をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助金の交付の対象となる区域(以下「補助対象区域」という。)は、本市の区域のうち次の各号のいずれにも該当しない区域とする。

(1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は同法第25条の11第1項に規定する事業計画に定められた予定処理区域(下水道の整備が当分の間見込まれない区域を除く。)

(2) 農業集落排水事業実施区域

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象区域内において、住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取便所を環境配慮型浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度の日間平均値が1リットルにつき20ミリグラム以下のものに転換しようとする者で、次に掲げる者を除くものとする。

(1) 住宅を借りている者で貸主の承諾が得られないも

(2) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出の審査を受けずに環境配慮型浄化槽を設置しようとする者

(3) 道路、水路等の占用許可等を得る必要がある場合にあつて、当該管理者の許可等を得ずに環境配慮型浄化槽を設置しようとする者

- (4) 建物の新築又は建替え若しくは増改築に伴い、環境配慮型浄化槽を設置しようとする者
 - (5) 補助金の交付申請を行う日の属する年度の2月末日までに補助事業に係る工事を完了することができない者
 - (6) 市税又は県税を滞納している者
 - (7) 自己が主たる生計の場として居住しない住宅等に環境配慮型浄化槽を設置しようとする者
 - (8) 賃貸、販売等営利の目的で住宅に環境配慮型浄化槽を設置しようとする者
 - (9) 本市の指定する浄化槽工事の技術基準(高知県浄化槽施工マニュアル等)に基づき施工を行っていない者
 - (10) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号。以下「規則」という。)第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、設置費、単独処分費(補助対象浄化槽の設置に当たり撤去が必要な場合又は施工上の制約により既存単独処理浄化槽を撤去した跡地に補助対象浄化槽が設置できない場合であって同一敷地内に補助対象浄化槽が設置されるときに限る。)、くみ取処分費及び配管工事費とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額又は補助対象経費の額のいずれか少ない方の額の合計額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

- (1) 設置費 次の表に定める額

人槽	金額
5人槽	332,000円
6~10人槽	414,000円

- (2) 単独処分費 90,000円
- (3) くみ取処分費 30,000円
- (4) 配管工事費 90,000円

(募集の手続)

第7条 市長は、補助対象者のうち補助金の交付を受けようとする者に対し、事前に募集の手続を行うものとする。

2 市長は、前項の募集の手続において、補助金の交付申請を行うことができる者（以下「補助申請対象者」という。）を選定するものとする。

3 第1項の募集の手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（補助金の交付申請）

第8条 補助申請対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書(浄化槽法によるもの)
- (2) 設置場所の案内図及び浄化槽設置配管計画図
- (3) 全浄協による登録証の写し及び登録浄化槽管理票C票
- (4) 浄化槽設置工事費見積明細書
- (5) 浄化槽設置工事請負契約書の写し
- (6) 浄化槽設置工事を施工する者に係る浄化槽工事業の登録証又は特定工事業の届出書及び浄化槽設備士の免状の写し
- (7) 浄化槽法定検査申込書の写し
- (8) 市税の納税証明書(本市以外の市町村で課税されている場合は、その課税地における納税証明書)及び県税の納税証明書
- (9) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の配置図、配管図及び現況写真
- (10) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは補助金交付決定通知書(第2号様式)により、適当でないとしたときは補助金交付却下通知書(第3号様式)により当該申請をした補助申請対象者に通知する。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助申請対象者(以下「補助決定者」という。)は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかつたものとみなす。

（変更承認等）

第11条 補助決定者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次に掲げる変更をしようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書(第4号様式)に関係書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 浄化槽の人槽規模を変更しようとするとき。
 - (2) 浄化槽設置者又は浄化槽管理者を変更しようとするとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の遂行に著しい影響があるものとして市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、補助事業変更等承認(否認)通知書(第5号様式)により当該申請をした補助決定者に通知するものとする。
- 3 補助決定者は、補助事業について次に掲げる変更をしようとするときは、補助事業変更届出書(第6号様式)に関係書類を添えて市長に届け出なければならない。
- (1) 工期を変更しようとするとき。
 - (2) 浄化槽工事業者又は浄化槽設備士を変更しようとするとき。
 - (3) 浄化槽の製造者又は型式を変更しようとするとき
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、浄化槽設置届出書に係る届出事項(第1項に掲げるものを除く。)の内容を変更しようとするとき。

(補助事業の実施期間)

第12条 補助決定者は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度(以下「補助年度」という。)の2月末日までに補助事業に係る工事を完了しなければならない。

- 2 補助決定者は、補助事業に係る工事が予定の期間内に完了しないとき又は工事を行うことが困難となったときは、速やかにそれらの状況及び理由を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助決定者は、工事の完了後1か月以内又は補助年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 工事の出来高明細書及び工事費請求書又は領収書の写し
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助決定者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (3) 工事を行った浄化槽設備士が自ら工事の確認を行ったことを証するチェックリスト
- (4) 浄化槽設置配管完了図
- (5) 工事の各工程ごとに、浄化槽設備士及び黒板等に入れた日付が確認できる写真
- (6) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の撤去工事の写真(撤去処分費の補助を受ける場合)
- (7) 撤去した既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し(撤去処分費の補助を受ける場合)

- (8) 配管工事の写真(配管工事費の補助を受ける場合)
- (9) 浄化槽管理者が補助対象浄化槽の設置工事及び配管工事の完了を確認している写真の入った所定の確認報告書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第14条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書(第8号様式)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第15条 補助決定者は、前条の規定による補助金額の確定通知を受けたときは、所定の請求書により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(調査等)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の状況を調査し、又は必要な資料を検査し、若しくは当該資料の提出を求めることができる。

(維持管理)

第 19 条 補助決定者が設置した補助対象浄化槽は、浄化槽法に基づき適正な維持管理がなされなければならない。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 7 月 6 日告示第 131 号)

この要綱は、平成 28 年 7 月 6 日から施行し、この要綱による改正後の高知市浄化槽設置費補助金交付要綱の規定は、平成 27 年 7 月 19 日から適用する。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日告示第 80 号)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市浄化槽設置費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。